

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県防府市長

## 公表日

令和7年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>なお、申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請に係る審査</li> <li>②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理</li> <li>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給</li> <li>④要介護(支援)認定、要介護(支援)更新認定、要介護(支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査</li> <li>⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査</li> <li>⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査</li> <li>⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更</li> <li>⑧保険給付の支払の一時差止め</li> <li>⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例</li> <li>⑩保険料の賦課・徴収</li> </ul>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険システム</li> <li>2. 宛名管理システム</li> <li>3. 団体内統合宛名システム</li> <li>4. 中間サーバー</li> <li>5. 収納管理システム</li> <li>6. 滞納管理システム</li> <li>7. マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)</li> <li>8. 申請管理システム</li> <li>9. 介護保険システム(基本セット内)</li> <li>10. 宛名管理システム(基本セット内)</li> <li>11. 団体内統合宛名システム(基本セット内)</li> <li>12. 収納管理システム(基本セット内)</li> <li>13. 滞納管理システム(基本セット内)</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表の100の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 115, 125, 128, 132, 144の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 131及び132の項</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 高齢福祉課、総務部 収納課
②所属長の役職名	高齢福祉課長、収納課長

## 6. 他の評価実施機関

--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 福祉部 高齢福祉課 電話番号 0835-25-2367 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上      2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり      2) 発生なし

### III しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### IV リスク対策

#### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[ ]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行いうにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> <li>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</li> <li>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> <li>②移行データ</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> <li>③テストデータ</li> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> <li>④相互牽制</li> <li>・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>		
9. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[      ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	<p>■防府市における措置</p> <p>①物理的安全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部侵入防止・監視カメラ</li> <li>・入退室管理:ICカード認証</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムアクセス時における二要素認証</li> <li>・ウィルス対策ソフトウェアの導入</li> <li>・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</li> </ul> <p>③移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> </ul> <p>■中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ul> <p>これらの対策を講じることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢福祉課長 河内 政昭 収納課長 徳重 康成	高齢福祉課長 内田 健彦 収納課長 徳重 康成	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢福祉課長 内田 健彦 収納課長 徳重 康成	高齢福祉課長 内田 健彦 収納課長 藤井 一郎	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、 39、42、43、56の2、58、61、62、80、8 1、87、88、90、94、95、97、109、117、 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6 条、第19条、第25条、第30条、第32条、第 33条、第43条、第44条、第46条、第47条、 第49条</p>	<p>1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、3 0、33、39、42、43、56の2、58、61、62、 80、81、87、88、90、94、95、97、108、 109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6 条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、 第19条、第22条の2、第24条の2、第25 条、第25条の2、第30条、第31条の2、第3 2条、第33条、第43条、第43条の2、第44 条、第46条、第47条、第49条、第55条、第 55条の2、第59条の3</p>	事後	定期見直し及び法令の改正に係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 高齢福祉課 生活環境部 収納課	健康福祉部 高齢福祉課 総務部 収納課	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢福祉課長 工藤 康彦 収納課長 石田 昭二	高齢福祉課長 収納課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 高齢福祉課 電話番号 0835-25-2367 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 収納課 電話番号 0835-25-2166	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 高齢福祉課 電話番号 0835-25-2367 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価再実施によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価再実施によるもの
令和2年1月28日	IVリスク対策 8. 監査実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価再実施によるもの
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和元年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68の項  2. 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第50条	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 别表第一の68の項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :93、94の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :93、94の項	事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	定期見直しに係る修正
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、…特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請に係る審査 ②被保険者証…	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、…特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 なお、申請・届出等は窓口、郵送及びマイナーポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請に係る審査 ②被保険者証…	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. マイナーポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 8. 申請管理システム	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査	[○]自己点検	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 8. 申請管理システム	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 8. 申請管理システム 9. 介護保険システム(標準準拠システム)	事後	5年を経過する前の評価再実施によるもの
令和6年11月29日	I 関連情報 3特定個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表第一の68の項	番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表の100の項	事後	法改正による変更
令和6年11月29日	I 関連情報 4情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :93、94の項	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、115、125、128、132、144の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :131及び132の項	事後	法改正による変更
令和6年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 高齢福祉課 総務部 収納課	福祉部 高齢福祉課 総務部 収納課	事後	組織変更による修正
令和6年11月29日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	組織変更による修正
令和6年11月29日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 高齢福祉課 電話番号 0835-25-2367 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 福祉部 高齢福祉課 電話番号 0835-25-2367 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166	事後	組織変更による修正
令和6年11月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価再実施によるもの
令和6年11月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価再実施によるもの
令和6年11月29日	IV リスク対策 8. 人手を介させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による追加
令和6年11月29日	IV リスク対策 8. 人手を介させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式の変更による追加
令和6年11月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9)従業者に対する教育・啓発	事後	様式の変更による追加
令和6年11月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による追加
令和6年11月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 8. 申請管理システム 9. 介護保険システム(標準準拠システム)	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 8. 申請管理システム 9. 介護保険システム(基本セット内) 10. 宛名管理システム(基本セット内) 11. 団体内統合宛名システム(基本セット内) 12. 収納管理システム(基本セット内) 13. 滞納管理システム(基本セット内)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うシステム名称の修正及びシステム名称の追加
令和7年12月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年1月5日	IV リスク対策 8. 人手を介させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 略 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う判断の根拠の変更
令和8年1月5日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	9)従業者に対する教育・啓発	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う判断の根拠の変更
令和8年1月5日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	■ 防府市における措置 (略) ■ 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (略) ■ ガバメントクラウドにおける措置 (略) これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う判断の根拠の変更